

いわき市総合生活排水対策方針

汚水処理人口普及率の100%達成を目指して

～みんなで守ろう水環境～

令和3年3月

いわき市

目 次

1	はじめに	1
2	生活排水処理施設の整備	2
1	生活排水処理施設の整備状況	2
(1)	生活排水処理施設のしくみ	2
(2)	汚水処理人口普及率等の状況	4
3	公共下水道事業の現状と課題	5
1	経過と現状	5
2	公共下水道事業の課題	6
(1)	施設の計画的な維持管理	6
(2)	事業経営の健全性・透明性	6
4	地域汚水処理事業の現状と課題	8
1	経過と現状	8
2	地域汚水処理事業の課題	8
(1)	施設の計画的な維持管理	8
(2)	事業経営の健全性・透明性	8
5	農業集落排水事業の現状と課題	9
1	経過と現状	9
2	農業集落排水事業の課題	9
(1)	施設の計画的な維持管理	9
(2)	事業経営の健全性・透明性	9

6 浄化槽(合併処理浄化槽)整備事業の現状と課題	11
1 経過と現状	11
(1) 普及状況	11
(2) 普及促進策	11
2 浄化槽（合併処理浄化槽）の課題	11
(1) 単独処理浄化槽・汲取り便槽からの転換の促進	11
(2) 適正な維持管理の確保	11
7 いわき市総合生活排水対策方針	12
1 全体的な今後の方針	12
2 各事業の方向性	13
(1) 公共下水道事業	13
(2) 地域汚水処理事業	13
(3) 農業集落排水事業	14
(4) 浄化槽（合併処理浄化槽）整備事業	14
3 数値目標等	15
用語集	16

1 はじめに

～汚水処理人口普及率の 100%達成を目指して～

公共下水道や地域汚水処理施設、農業集落排水施設、浄化槽（合併処理浄化槽）といった生活排水処理施設は、健康で快適な生活環境と、公共用水域の水質保全を図るための重要な施設であり、早期に整備することが求められています。

本市の汚水処理人口普及率は、平成 17 年度は 62.2%と全国平均の 80.9%に比べ極めて低い状況にあり、生活排水処理施設の普及拡大に向けた取組みをさらに進める必要があります。

このことから、汚水処理人口普及率 100%を達成するため、平成 18 年 12 月に、全市的・総合的な視点から全体的な方針を取りまとめた「いわき市総合生活排水対策方針」（推進期間：平成 19 年度～令和 2 年度）を策定し、その後、平成 26 年に国が示した「汚水処理施設の今後 10 年程度での概成（アクションプラン）」などを踏まえ、平成 28 年 3 月に同方針を改定し、生活排水処理施設の普及拡大に取り組んできました。

その結果、令和元年度には、汚水処理人口普及率は 86.4%に向上しましたが、全国平均の 91.7%に比べ依然として低い水準となっており、引き続き、生活排水処理施設の整備を推進していく必要があります。

一方で、人口減少のさらなる進行や施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増大など、事業を取り巻く環境はさらに厳しさを増していくことが見込まれており、持続可能な生活排水処理に向け、より一層効率的に事業を進めていかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、今後の各種生活排水処理施設の整備の方向性等について改めて見直しを図り、引き続き、汚水処理人口普及率の 100%達成と、持続可能な生活排水処理事業の構築を目指して、本方針を策定するものです。

生活排水対策は、日頃から、一人ひとりが水環境を守るという心がけを持つことが非常に重要となることから、市民や関係者の皆様との協働により、各種施策や取組みを推進していきます。

2 生活排水処理施設の整備

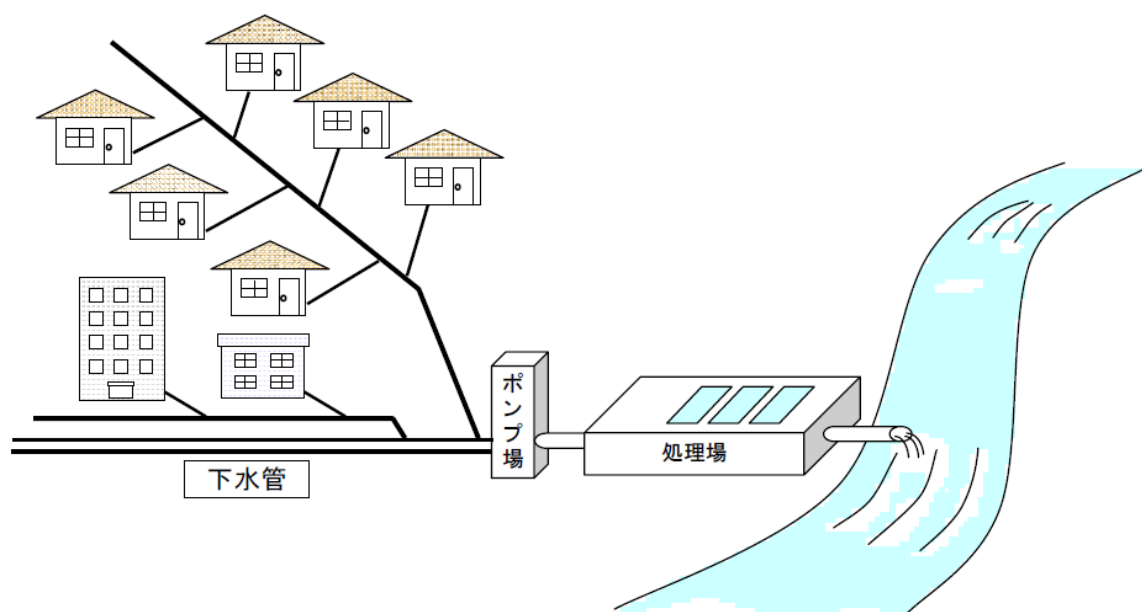
1 生活排水処理施設の整備状況

(1) 生活排水処理施設のしくみ

- 生活排水処理施設は、「集合処理」と「個別処理」とに分類されます。「集合処理」とはいくつかの建物の汚水を管で移送し、まとめて処理するものであり、「個別処理」とは建物と同じ敷地内で汚水を処理して放流するものです。
- どちらも、水中の微生物の働きによって汚水中の有機物を分解し、きれいになった上澄み水を消毒する方法で汚水を処理しています。

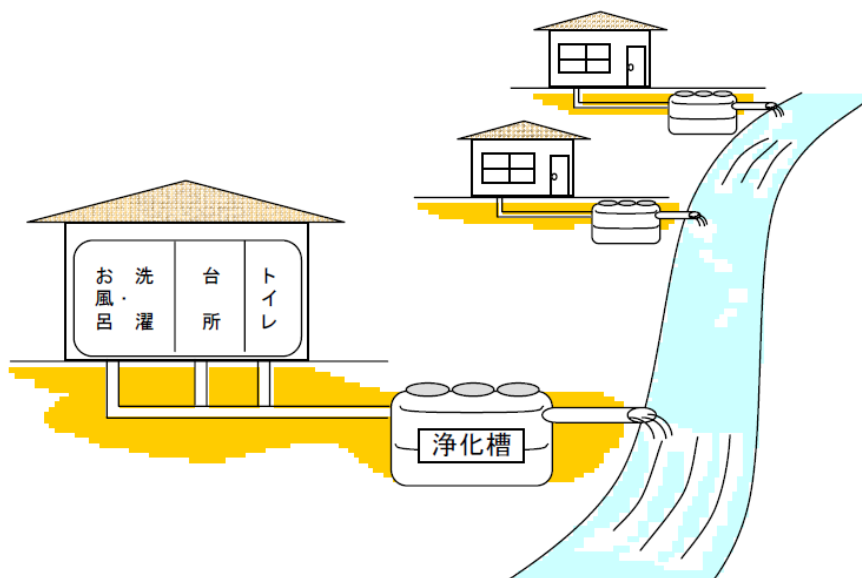
① 集合処理施設

- 本市の集合処理施設には、市街地などで進められている「公共下水道」や住宅団地を単位とした「地域污水处理施設」、農村の集落単位で整備される「農業集落排水施設」があります。
 - 集合処理施設は、家庭や事業所などから排水される汚水を集めて流す「下水管」と、汚水を処理する「処理場」、またこれらの施設を補う「ポンプ場」から成り立っています。
 - 処理過程で発生する汚泥は、公共下水道は処理場（浄化センター）で汚泥を処理しますが、地域污水处理施設や農業集落排水施設では汚泥を収集・運搬し、し尿処理場（衛生センター）で処理します。
- ※ 将来的には、地域污水处理施設や農業集落排水施設から発生する汚泥は、浄化センターで共同処理する予定です。



② 個別処理施設

- ・ 個別処理施設は、一般に個人住宅などの建物ごとに設置される浄化槽（合併処理浄化槽）で、し尿と生活雑排水を合わせて処理します。
- ・ 浄化槽（合併処理浄化槽）による適正な水処理を維持するためには、浄化槽ごとの定期的な保守点検、清掃（汚泥の引抜き）と法定検査を受けることが必要です。



【集合処理施設と個別処理施設の比較】

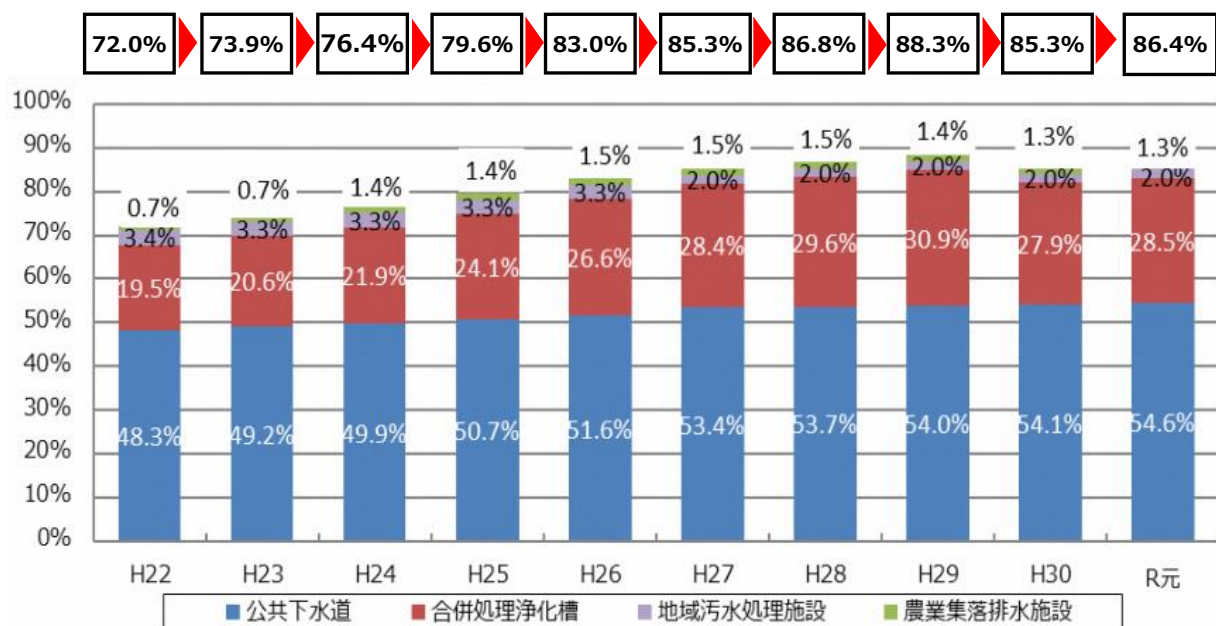
	①集合処理施設		②個別処理施設
種 類	公共下水道	地域污水处理施設 農業集落排水施設	浄化槽（合併処理浄化槽）
対 象	各家庭のほか、公共施設、事業所など、集落、町全体の排水を対象		主に各家庭が対象
污水处理	地下に排水管を敷設し、処理場まで污水を集めて処理する		敷地内に浄化槽を埋め込み、浄化槽ごとに污水を処理する
汚泥処理（※）	・ 各浄化センターで水処理・脱水処理する ・ その後、北部、東部及び南部浄化センターの汚泥については中部浄化センターに運搬する ・ 中部浄化センターにおいて、下水汚泥を焼却処理する	・ 各処理場で水処理する ・ その後、し尿処理場に運搬し、脱水処理する ・ 脱水処理後、清掃センターに運搬し、焼却処理する	・ 戸別に浄化槽で水処理する ・ その後、し尿処理場に運搬し、脱水処理する ・ 脱水処理後、清掃センターに運搬し、焼却処理する
特 色	・ 家屋が密集した集落、市街地などに適している（浄化槽を埋め込むスペースがない密集地帯でも整備が可能） ・ 整備に比較的長い時間を要する		・ 家と家との間が離れている場合に適している ・ 短期間で整備できる ・ 浄化槽ごとの定期的な保守点検、清掃、法定検査が必要

※ 令和6年度以降は、焼却処理に代わり、中部浄化センターにおいて下水汚泥や浄化槽汚泥等の利活用を図る予定です。

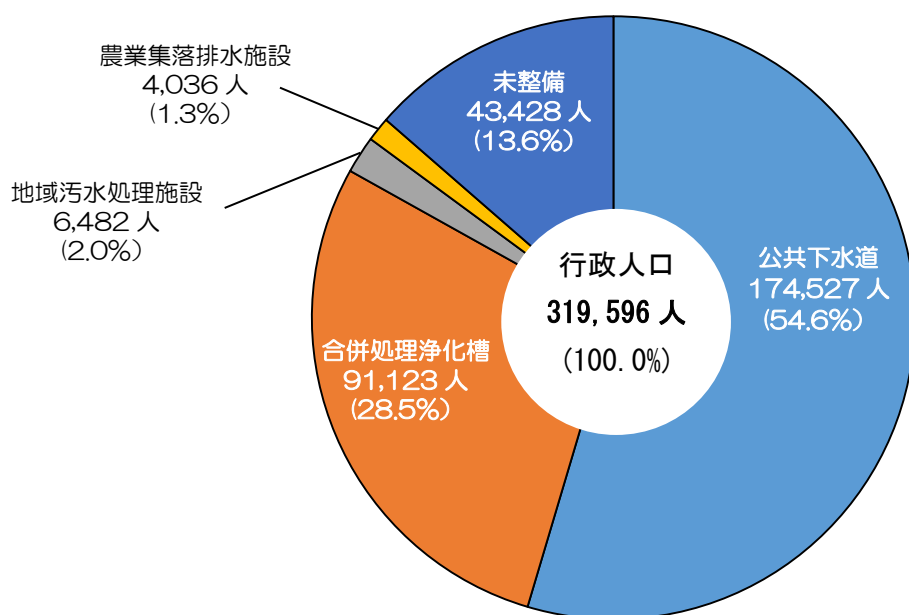
(2) 汚水処理人口普及率等の状況（令和元年度末）

令和元年度末の本市の汚水処理人口普及率は 86.4%で、その内訳として公共下水道 54.6%、浄化槽（合併処理浄化槽）28.5%、地域汚水処理施設 2.0%、農業集落排水施設が 1.3%となっています。残りの 13.6%は、単独処理浄化槽や汲取り便槽を利用しており、台所等からの生活雑排水が処理されずに河川等に放流されています。

【汚水処理人口普及率の推移】



【行政人口に占める各生活排水処理施設等の割合（令和元年度末）】

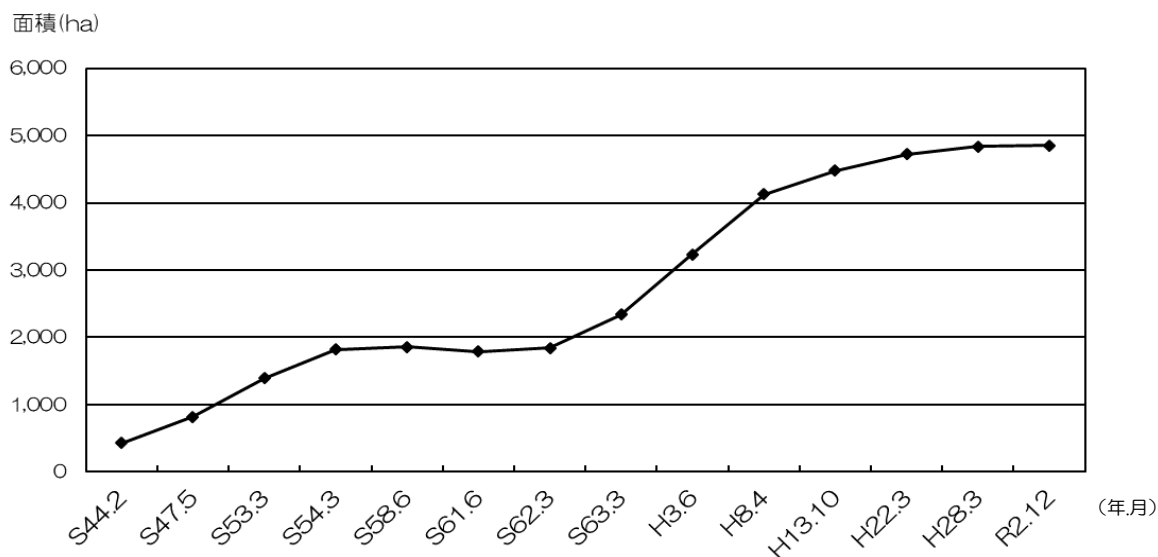


3 公共下水道事業の現状と課題

1 経過と現状

- 本市の公共下水道は、合併前の旧平市が昭和 33 年に、旧磐城市が昭和 35 年にそれぞれ事業認可を受け、整備区域を順次拡大し、市街地における生活環境の改善、河川等への汚濁負荷の低減を図ってきたところです。
- 現在の事業計画区域面積は 4,851ha となっており、令和元年度末の処理区域面積は 4,239 ha で、事業計画区域面積に占める割合は、約 87%となっています。

【事業計画区域の面積の推移】



区 分	事業計画 (S33-R7)	整備状況(R元)
行政人口(人) A	—	319,596
処理区域面積(ha)	4,851	4,239
北部処理区	1,654	1,494
中部処理区	2,713	2,335
南部処理区	484	410
処理区域内人口(人) B	178,800	174,527
北部処理区	59,400	59,052
中部処理区	103,200	100,193
南部処理区	16,200	15,282
普及率(%) B/A	—	54.6
水洗化人口(人)	—	164,310
水洗化率(%)	—	94.1

事業計画区域＝概ね 5 年から 7 年の間で整備を実施する区域として、下水道法の規定に基づき、国や県との協議を経て具体的な整備計画（事業計画）を定めた区域

処理区域 ＝公共下水道が使用可能な区域

普及率 ＝処理区域内人口／行政人口×100(%)

水洗化人口 ＝処理区域内人口のうち、実際に公共下水道に接続している人口

水洗化率 ＝水洗化人口／処理区域内人口×100(%)

2 公共下水道事業の課題

(1) 施設の計画的な維持管理

- 公共下水道事業については、昭和 33 年に事業を開始し、これまで約 50 年にわたり各種施設の整備を積極的に進めてきたことから、管きょ（下水道管）やポンプ場、浄化センターなどの数多くの資産を有する事業となっています。
- これらの施設は、その整備効果が何十年にわたり発揮される特性を有するため、世代間の負担を公平にする観点からも、事業費の多くを「企業債」という後年度に返済する借入金でまかなってきており、令和元年度末現在で、その残高が約 607 億円と、事業経営に重くのしかかっています。
- また、老朽化に伴う更新需要の増大が懸念されるとともに、少子・高齢化や人口減少等による下水道使用料収入の減少が見込まれるなど、公共下水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しつつあり、そのような中であっても、市民の暮らしを支え続ける生活インフラであるという事業の責務を果たすため、安定的で持続可能な経営を実現する必要があります。
- このような中、本市では、国が平成 26 年に示した「污水处理施設の 10 年概成」の方針を踏まえ、現行の「公共下水道事業計画区域」の拡大は基本的に行わず、それ以外の区域（農業集落排水施設、地域污水处理施設の供用区域を除く）については浄化槽（合併処理浄化槽）の普及促進を図るとともに、現行の計画区域については、令和 7 年度を目途として着実に整備を進めてきたところです。
- 今後は、施設の老朽化の進行や人口減少等による影響などを踏まえ、これまでの施設の普及など量的拡大を中心とした「整備」から、施設を適切に維持管理する「運営」へと方向を転換していく必要があります。

(2) 事業経営の健全性・透明性

① 経営状況

- 公共下水道事業は、事業規模も大きく、地方公共団体の財政や市民生活に与える影響が大きい事業です。
- 本市においても、建設費や市債償還の財源不足を補うための一般会計からの繰り入れが継続的に必要な状況です。
- また、公共下水道事業の経営基盤の強化を図っていくためには、事業経営の現状や展望等についての情報を提供しながら、市民や関係者の皆様の理解と協力の下に健全性・透明性を確保した事業経営を進める必要があります。

② 接続促進

公共下水道への未接続は、施設の遊休化や公共用水域の水質への悪影響、事業自体の経営の問題、処理区域内住民の負担の公平性など多くの問題が生じるため、未接続の改善を図る必要があります。

③ 適正な使用料の設定

今後、人口減少の進行等により水需要の低下も見込まれることから、維持管理費の経費節減を図るとともに、水需要の動向に応じて料金体系も含めた適時適切な使用料の見直しを検討していく必要があります。

【参考資料】経営状況について

(令和元年度末時点)

項目	公共下水道事業	地域汚水処理事業	農業集落排水事業
使用料(月)	3,500 円	2,970 円	3,490 円
経費回収率	80.4%	122.0%	24.8%
備 考	20 m ³ /月あたり	1 戸あたり	1 世帯 3 人あたり

事業経営の健全化に向けた取り組み

本市では、国の要請を踏まえ、公共下水道事業、地域汚水処理事業及び農業集落排水事業の3事業について、平成28年4月に地方公営企業法を一部適用し、企業会計へ移行しました。

また、将来にわたり安定的で持続可能な事業経営を行うため、平成31年3月に「市下水道事業経営戦略」、令和3年3月に「市地域汚水処理事業経営戦略」及び「市農業集落排水事業経営戦略」を策定しました。

1 地方公営企業法の一部適用

企業会計を導入しており、財務諸表等から得られる経営成績（損益情報）や財政状態（ストック情報）などの経営データ等をもとに、経営状況をよりの確に把握し、経営の透明性の確保や経営基盤の強化に向けた取り組みを進めています。

2 経営戦略の策定

- 経営戦略は、将来にわたり安定的で持続可能な事業経営を行うため、施設の建設及び維持管理等にかかる費用やその財源等を見通した収支計画である「投資・財政計画」を作成するとともに、事業の取組の方向性などを取りまとめたものです。
- 下水道事業経営戦略では「安定的で持続可能な事業経営」を実現するため、『くらしと未来をささえつづける』を基本理念に掲げ、「維持管理を起点とした」マネジメントサイクルの確立と、「見える化」の取組みの推進の2つを今後の方向性として位置付けています。
- また、地域汚水処理事業経営戦略及び農業集落排水事業経営戦略においても下水道と同様、「安定的で持続可能な事業経営」を実現するため、今後の事業の取組みの方向性など示しています。

4 地域汚水処理事業の現状と課題

1 経過と現状

地域汚水処理事業は、民間の開発事業者（住宅団地造成者）が大規模住宅団地を開発した際に整備した生活排水処理施設について、本市に帰属を受けただうえで維持管理を行っているものです。

（令和元年度末現在）

区分	処理人口	供用開始時期
行政人口 A	319,596 人	
処理区域内人口 B	6,482 人	
勿来白米地区	931 人	昭和53年12月
石森地区	1,342 人	昭和61年3月
南台地区	1,330 人	平成5年8月
草木台地区	1,075 人	平成2年10月
洋向台地区	1,804 人	昭和58年9月
普及率 B/A	2.0%	

2 地域汚水処理事業の課題

(1) 施設の計画的な維持管理

地域汚水処理施設は、5施設中4施設が30年以上経過し、施設が老朽化していることなどを踏まえ、計画的かつ効率的な維持管理が必要となっています。

(2) 事業経営の健全性・透明性

- ・ 地域汚水処理事業は、民間の開発事業者が大規模住宅団地を開発した際に整備した生活排水処理施設について、本市に帰属を受けただうえで維持管理を行っているものであることから、施設整備に係る企業債や支払利息が存在せず、支出における維持管理経費を使用料収入でまかなえる状況であり、収益的収支は、令和元年度決算で、16,597千円の黒字となっています。
- ・ しかし、今後、人口減少等により使用料収入の増加を見込むことが困難となる一方で、5施設中4施設が供用開始後30年以上経過していることから、施設・設備の老朽化への対応に要する費用の増大により、経営環境の厳しさが増していくことが、事業経営の課題となっています。

5 農業集落排水事業の現状と課題

1 経過と現状

- 農業集落排水事業は、国においては、農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落における生活排水の汚水・汚泥等処理する施設を整備する事業として、昭和 48 年度から実施されています。
- 本市においては、地元の合意形成など諸条件が整った地区から整備を進め、平成 14 年度から順次、供用が開始されており、平成 27 年 4 月の遠野地区の全面供用開始をもって、全ての地区の整備が完了しています。

(令和元年度末現在)

区分	処理人口	供用開始時期
行政人口 A	319,596 人	
処理区域内人口 B	4,036 人	
下小川地区	539 人	平成 14 年 4 月
戸田地区	235 人	平成 15 年 4 月
永井地区	357 人	平成 16 年 4 月
渡辺地区	426 人	平成 18 年 4 月
三阪地区	557 人	平成 19 年 4 月
遠野地区	1,922 人	平成 27 年 4 月
普及率 B/A	1.3%	

2 農業集落排水事業の課題

(1) 施設の計画的な維持管理

農業集落排水施設は、供用開始から 18 年を経過した施設もあり、老朽化が進行していることなどを踏まえ、計画的かつ効率的な維持管理が必要となっています。

(2) 事業経営の健全性・透明性

① 経営状況

- 農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善や農業用排水の水質汚濁の防止を図り、併せて公共用水域の水質を保全するなど多様な目的を有し、経済性の観点のみで実施されるものではありません。
- 一方で、本事業は、平成 28 年度から企業会計を適用し、独立採算が原則とされていますが、令和元年度決算における収益的収支は、9,122 千円の赤字となっています。
- この要因は、使用料収入が接続戸数の増加に伴い増加傾向にあるものの、企業債の償還や維持管理費などの現金支出を伴う費用が収益を大きく上回っているためであり、それを一般会計からの繰入金でまかなっている状況が続いていることは、公営企業が使用料でその経費を賄うことを原則としている点からも、事業経営の課題となっています。

② 接続促進

- 農業集落排水事業は同意事業であるため、事業を始めるにあたり、接続を希望する方の同意を得ています。
- 接続同意戸数に対する接続戸数の割合である接続率は、令和元年度末時点で、全体で69.6%となっています。特に、平成27年に供用開始された遠野地区では、56.6%にとどまっていることから、収支改善のため、他の地区も含め、接続率を向上させることが課題となっています。

③ 適正な使用料の設定

①の経営状況を踏まえ、「安定的で持続可能な事業経営」を実現する観点から、施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増加や、人口減少等による使用料収入の減少など、将来の事業環境の変化も見据え、使用料改定の検討を行っていく必要があります。

6 浄化槽(合併処理浄化槽)整備事業の現状と課題

1 経過と現状

(1) 普及状況

- 本市では、人口が集中している地区を優先的に公共下水道で整備し、それ以外の人口密度が比較的低い地区などでは、生活排水の処理において公共下水道と同等の性能を有し、整備に機動力のある浄化槽（合併処理浄化槽）の普及を促進してきました。
- その結果、浄化槽（合併処理浄化槽）普及率は、令和元年度末には 28.5%となっています。

(2) 普及促進策

- 国は、昭和 62 年度に、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置者に対し設置費用の一部を補助する「合併処理浄化槽設置整備事業」を創設しました。
- 本市では、平成 6 年 6 月に、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置者に対し設置費用の一部を補助する「いわき市浄化槽整備事業」を開始しています。
- その後、単独処理浄化槽等の撤去費用や、補助対象人数の拡大(50 人槽まで)、宅内配管に対する補助のほか、市独自の上乗せによる補助限度額の改定など、適宜、補助制度の見直しを行いながら、浄化槽（合併処理浄化槽）の普及促進を図っています。

2 浄化槽（合併処理浄化槽）の課題

(1) 単独処理浄化槽・汲取り便槽からの転換の促進

- 単独処理浄化槽は、汚濁負荷の大きい生活雑排水を未処理で放流するだけでなく、公共用水域の保全を図る上での障害となっています。このため、平成 13 年 4 月の改正浄化槽法施行により、単独処理浄化槽の新設が禁止され、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置が原則として義務付けられました。
- 既に設置されている単独処理浄化槽や汲取り便槽については、水環境の保全を図るため、これらの処理施設について、浄化槽（合併処理浄化槽）への転換を早期に図る必要があります。

(2) 適正な維持管理の確保

- 浄化槽（合併処理浄化槽）は、法定検査や清掃、保守点検など、適正な維持管理を行うことによりその性能が発揮されます。しかしながら、こうした検査や清掃などが必ずしも適正に行われていないのが実情であり、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るためにも、適正な維持管理水準を確保していくことが重要です。
- また、浄化槽（合併処理浄化槽）は、点検や清掃を行う民間業者に直接、維持管理の費用を支払う仕組みとなっており、公共下水道や農業集落排水施設など他の生活排水処理施設の使用料と同じ水準になるものではありませんが、これらの費用負担のあり方についても、検討していく必要があります。

7 いわき市総合生活排水対策方針

各事業の現状と課題を踏まえ、生活排水処理施設の効率的な整備促進等を図るため、市全域を対象とした枠組みの中で、本市における総合的な生活排水対策の方針を次のとおり定めます。推進期間は、令和3年度から令和12年度までとします。

1 全体的な今後の方針

(1) 汚水処理人口普及率の100%達成を目指す

身近な水環境の維持・改善を図り、市民が豊かな自然環境の中で快適な日常生活を送れるよう、汚水処理人口普及率の100%達成を目指します。

その整備手法については、地域汚水処理施設及び農業集落排水施設の新規整備は行わないため、公共下水道においては公共下水道事業計画区域の未整備区域を着実に整備するとともに、それ以外の区域は浄化槽（合併処理浄化槽）の普及促進に取り組みます。

また、公共下水道、農業集落排水などの集合処理においては、市民の皆様に接続していただく必要があることから、戸別訪問等により接続依頼を行い普及促進に取り組みます。

(2) 持続可能な事業経営

公共下水道事業、地域汚水処理事業及び農業集落排水事業の3事業については、企業会計を導入したことにより、資産の状況（老朽化等）を的確に把握し、施設・設備の適切な維持管理に努めます。

また、3事業の経営戦略において基本理念や経営の基本方針を掲げ、経営状況を的確に把握し、透明性を確保することにより、将来にわたり安定的で持続可能な事業経営を目指します。

(3) 情報の共有・問題意識の醸成

市・市民・関係者すべてが、身近な水環境の維持・改善を図るという大きな目的に対する共通認識を持ち、それぞれの責任と役割分担の中で生活排水対策を進めていくために、情報の共有と問題意識の醸成に努めます。

2 各事業の方向性

(1) 公共下水道事業

① 事業運営の方向性

- ・ 公共下水道事業は、今後、人口減少のさらなる進行や施設の老朽化に伴う改築・更新の増加など、下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増すことが見込まれる中、これら様々な課題に対応し、持続的な事業運営を進めていく必要があります。
- ・ そのため、国が示した「汚水処理施設の10年概成」を踏まえ、令和7年度の概成に向け、着実な整備を図るとともに、今後の人口減少等による投資効果を勘案し、下水道事業計画区域の見直しについてもあわせて検討を進めます。
- ・ 老朽化した施設については、「ストックマネジメント」の適切な運用により、予防保全型管理を行うとともに、下水道施設全体を一体的に捉えた計画的・効率的な維持管理、改築を推進し、中部浄化センターと東部浄化センターの統廃合事業などに取り組みます。
- ・ 重要性・緊急性が高い下水道施設について、耐震調査により施設の状況を把握しながら、適切な耐震化を進めていきます。

② 経営改善の推進

- ・ 施設の老朽化に伴う改築・更新費用の増大が見込まれることから、予防保全的な管理を行い、施設の長寿命化を進めるなど費用の平準化を図りながら、計画的・効率的な施設の維持管理を進めます。
- ・ 財務諸表等から得られる経営データを活用し、経営課題の客観的な把握や分析を踏まえて、課題の解決と経営状況の「見える化」を推進していきます。
- ・ 支出の抑制などの経営努力を重ねながら、適切な費用負担に応じた使用料水準について検討していきます。
- ・ 安定的で持続可能な事業経営を実現するため、下水道使用料や下水道事業受益者負担金などの収納率向上に取り組み、事業収入の確保に努めていきます。

(2) 地域汚水処理事業

① 事業運営の方向性

地域汚水処理事業は、民間の開発事業者が大規模住宅団地を開発した際に整備した施設を、本市に帰属を受けたものであり、今後新たな施設整備は見込まれないことから、既整備地区について、引き続き適正な維持管理に努めます。

② 経営改善の推進

- ・ 地域汚水処理事業は、現状、概ね健全な経営状況ではあるものの、供用開始より相当程度年数が経過した施設も見受けられることから、今後、大規模な改築・更新などが大きな経営課題となる可能性があります。
- ・ このため、資産の状態を把握するために実施した健全度調査の結果を踏まえ、適時・適切な修繕などの事前予防を徹底し、更新需要の増大を防ぎつつ、引き続き適切な維持管理に努めます。

(3) 農業集落排水事業

① 事業運営の方向性

農業集落排水事業は、今後新たな施設整備は見込まれないことから、既整備地区について、引き続き適正な維持管理に努めます。

② 経営改善の推進

- ・ 農業集落排水事業は、農村の生活環境の改善など多様な目的を有し、経済性の観点のみで実施されるものではありません。一方で、本事業は、平成28年度から企業会計を適用し、独立採算が原則とされていますが、令和元年度決算における収益的収支は、9,122千円の赤字となっています。
- ・ このため、施設・設備の特性、耐用年数や老朽化の状況などを踏まえ、優先度の高い工事から計画的に実施するなど、投資の平準化と総事業費の抑制を図りながら、施設の機能維持と長寿命化に努めます。
- ・ 接続率向上の取組みについては、これまでも、電話や各戸訪問により個別に接続の依頼を行っていますが、未接続の理由などを分析しながら、未同意世帯も含めて、引き続き接続に向けた取組みを推進していきます。
- ・ 「安定的で持続可能な事業経営」を実現する観点から、施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増加や、人口減少等による使用料収入の減少など、将来の事業環境の変化も見据え、使用料改定の検討を行います。

(4) 浄化槽（合併処理浄化槽）整備事業

① 浄化槽（合併処理浄化槽）のさらなる普及促進

- ・ 公共下水道、地域污水处理施設及び農業集落排水施設の整備区域は拡大しないこととしているため、污水处理人口普及率 100%の達成のためには、浄化槽（合併処理浄化槽）の普及を促進していかなければなりません。
- ・ そのためには、生活雑排水が未処理である単独処理浄化槽・汲取り便槽を合併処理浄化槽に切替えていくことが重要です。
- ・ また、浄化槽の対象地域を「浄化槽処理促進区域」として指定し、整備地区を明確にするとともに、有利な財源の確保に努めます。

② 浄化槽（合併処理浄化槽）の適正な維持管理

- ・ 生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、関係法令等に基づく助言・指導を継続して行うとともに、関係者と連携した取り組み等も検討し、浄化槽（合併処理浄化槽）の維持管理が適正に実施されるよう努めます。

3 数値目標等

- 各事業の方向性に基づく推進期間における目標は、令和 12 年度に 95.6%を目指すものとします。
- 市民や関係者の皆様との協働により取り組みを推進するため、生活排水対策に係る適時・適切な広報や、各事業の経営状況等について分かりやすい情報提供に努めます。
- 本方針は状況の変化等に応じて、適宜見直しを図ることとします。

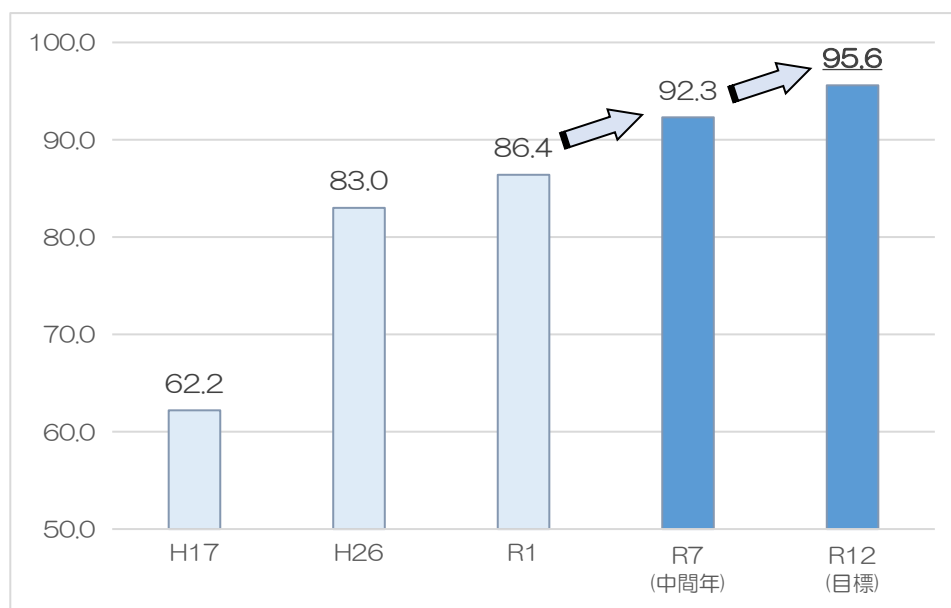
汚水処理人口普及率
95.6%

【推進期間内の今後の見込み】

区分		現	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
下水道	・ 現行の公共下水道事業計画区域の整備	公共下水道事業計画区域の整備 維持管理の更なる効率化を推進										
地域	・ 効率的かつ適正な維持管理の推進等	維持管理の更なる効率化を推進										
農集排	・ 接続率の向上 ・ 効率的かつ適正な維持管理の推進等	接続率の向上と、維持管理の更なる効率化を推進										
浄化槽	・ 普及促進策の推進	普及促進、適正な維持管理の確保に向けた取組みを推進										
広報等	・ 総合生活排水対策に係る広報 ・ 経営の透明性の確保（企業会計）	生活排水対策に関する適時・適切な広報を実施 経営状況等を分かりやすく提供										

(%)

汚水処理人口普及率



用語解説

用語（50音順）	説明
あ行	
污水处理人口普及率	住民基本台帳人口のうち、公共下水道・農業集落排水施設・地域污水处理施設の供用を開始している区域内の人口と合併処理浄化槽を利用している人口を合わせた割合。 生活排水処理施設がどの程度普及しているかを示す全国統一的な基準。
か行	
合併処理浄化槽	各家庭の敷地に埋設して、し尿（トイレ）と生活雑排水（台所、風呂等）を合わせて処理する施設。
企業会計	地方公営企業法が適用されている事業における会計方式で、発生主義による複式簿記で経理される。
汲取り便槽	し尿を溜め、汲み取る方式の施設。生活雑排水（台所、風呂等）が未処理のまま流れるため、環境負荷が大きくなる。
下水道受益者負担金	下水道により受益が生じる者が建設費の一部を負担する制度。また、その制度により下水道に接続する者が負担する金額。
公共下水道	市街地の下水の排除を目的に市が管理・運営を行っている施設。生活排水（污水）を処理する污水管と雨水を処理する雨水管に分かれる。
さ行	
浄化槽処理促進区域	浄化槽による污水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域で、市町村が指定できるもの。 本市では、公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理施設事業区域、地域污水处理施設処理区域を除く市内全域が指定されている。
ストックマネジメント	施設・設備の改築・更新にあたり、健全度把握⇒将来予測⇒対応策決定の手順により、費用の最小化と資産価値の最大化を図るための計画。
生活排水処理施設	し尿（トイレ）と生活雑排水（台所、風呂等）を合わせて処理する施設。 本市では、「集合処理（公共下水道・農業集落排水施設・地域污水处理施設）」と「個別処理（合併処理浄化槽）」に分類される。

た行	
単独処理浄化槽	各家庭の敷地に埋設して、し尿（トイレ）のみを処理する施設。生活雑排水（台所、風呂等）が未処理なまま流れるため、環境負荷が大きくなる。
地域污水处理施設	民間事業者が開発した住宅団地などで行われている生活排水の集合処理施設。市内に5ヶ所あり、これらは市が民間事業者から帰属を受けて、管理運営を行っている。
な行	
農業集落排水施設	農村集落を対象にした生活排水の集合処理施設。市内で6ヶ所が供用済。
や行	
予防保全型	更新時期の平準化と総事業費の削減を図るため、施設の寿命を予測し損傷や劣化が進行する前に適切な対応を行う考え方。